

信用保証協会 団体信用生命保険制度 〈保証協会団信〉 のご案内

～お申込みにあたっては、申込関係書類にセットされている「ご加入にあたって」を必ずご確認ください～



保険契約者

社団法人全国信用保証協会連合会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 オーク神田ビルディング9階

TEL 0120-966-023 (通話料無料) / 03-6823-1203

受付時間は、月～金曜日9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

事業の維持安定のため、ご家族の安心のため、 信用保証協会の団体信用生命保険制度〈保証協会団信〉を お役立てください。

保証協会団信は・・・

信用保証協会からの債務保証を伴って融資を受けた債務者（※）が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、
社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社から受取る保険金をもとに、金融機関に対する債務を弁済することにより、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

※債務者が法人の場合は、その業務執行につき代表権を有する連帯保証人。詳細は3ページの「3.加入資格」をご参照ください。

保証協会団信の特色は・・・

債務額に応じた特約料負担で大きな安心が得られます。

年1回、ご指定いただいた口座から振替される特約料は、団体保険のメリットを活用して算出しております。

お申込み手続きは簡単です。

信用保証の申込書とともに次の書類をご提出いただけます。

- 団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- 「保証協会団信」申込書兼告知書
(今回お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円超の場合には所定の「健康診断結果証明書」が必要となります)

特約料の支払いは口座振替ですので手間がかかりません。

万一の際は、残債務が弁済され、ご家族等に負担が生じません。

基本的に残債務額（※）が社団法人全国信用保証協会連合会から金融機関に弁済されます。

(申込時に告知いただいた内容が事実と相違していたり、または事実を告知されなかった場合には保険金が支払われない場合があります。
また、長期にわたり延滞していた場合等には、利息の一部が弁済されないことがあります。)

※信用保証協会の保証割合にかかわらず、被保険者の残債務額となります。ただし、条件変更対応保証制度については保証協会団信の対象としていません。

返済期間中に万一のこと(死亡もしくは所定の高度障害)があった時に保険会社から支払われる保険金で債務の残額が弁済される保険だよ。
特約料は債務残高をもとに計算されるから余分な負担がないのだ。

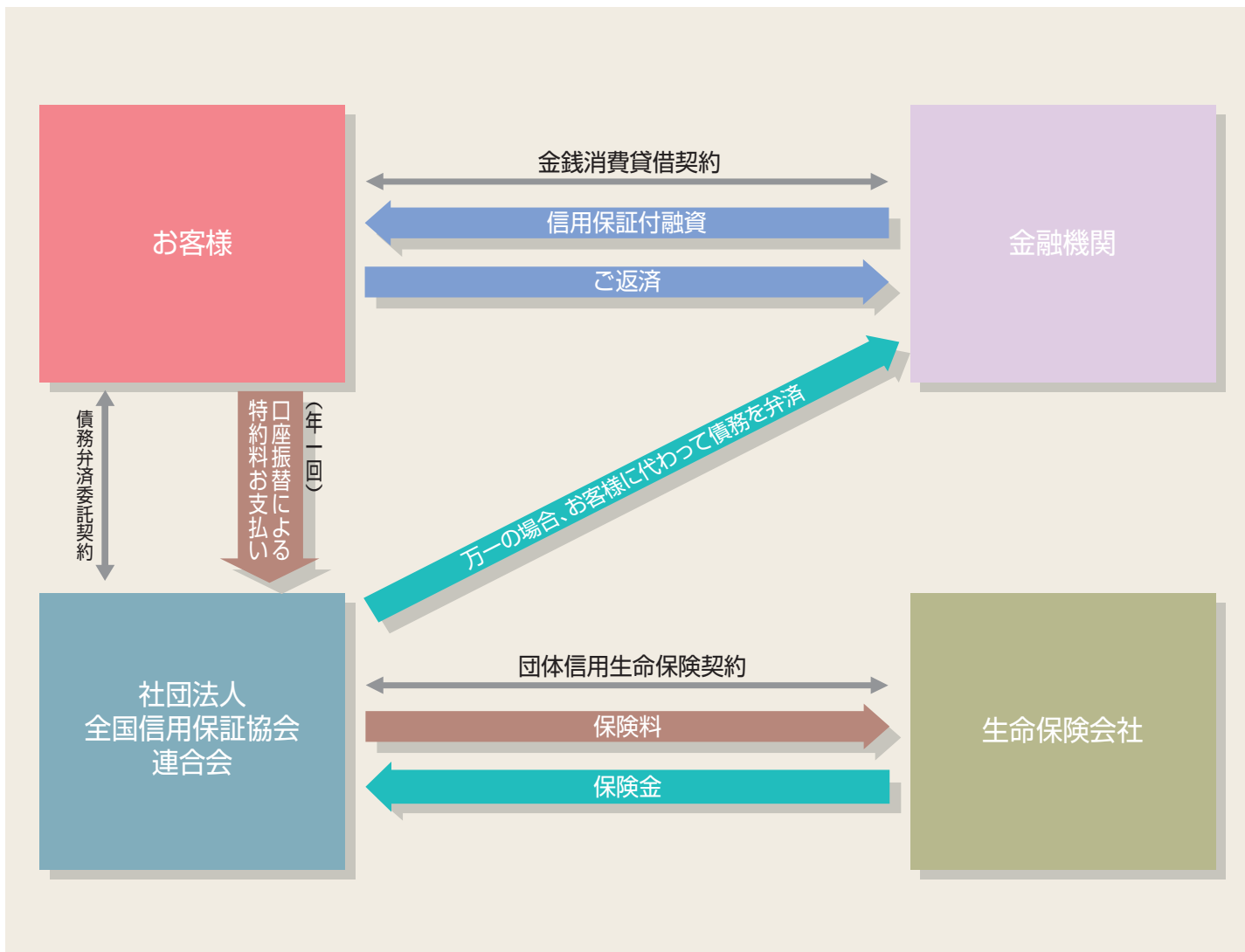
そもそも「団体信用生命保険」って
どういうものなの？

保証協会団信に加入していれば・・・

注目 ご家族や後継者の皆さんへのメリット

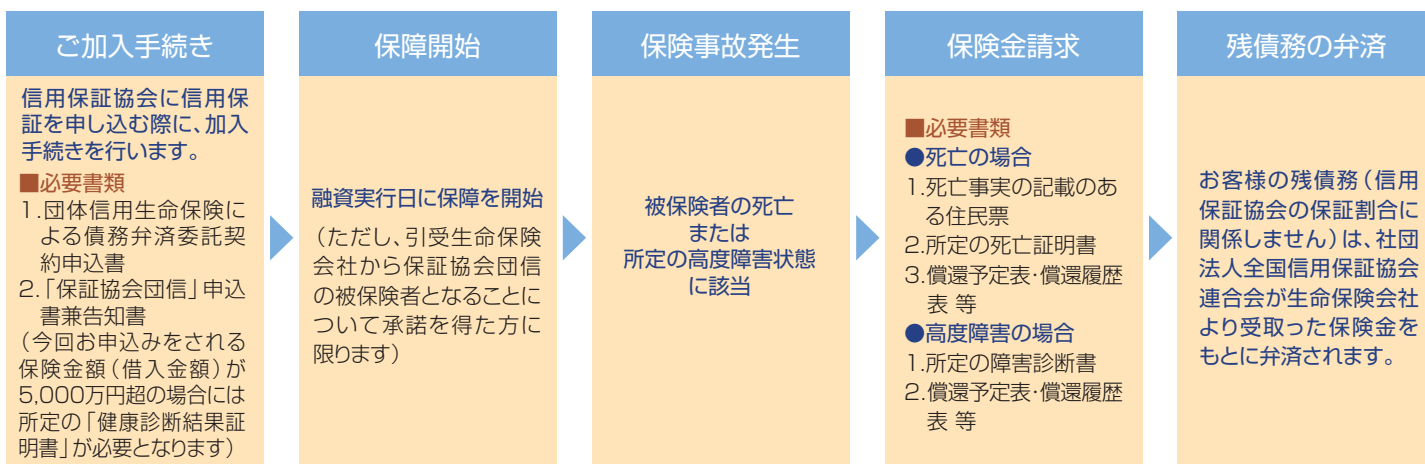
○代表者の方に万が一のこと(死亡もしくは所定の高度障害)があった場合、保険金により債務弁済がなされるため、ご家族や事業承継をされる方への負担が大幅に軽減されます。

1. 保証協会団信の仕組み



- 保険契約者: 社団法人全国信用保証協会連合会
- 被保険者: お客様(債務者)が個人事業主の場合はご本人。法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方。
- 保険金受取人: 社団法人全国信用保証協会連合会
- 保険金額: 融資残高(残債務額)(1億円まで)
- 保障期間: 原則債務返済期間。ただし、所定の保障終了日までとします。

2. 保証協会団信の流れ



■ 加入期間中に代表者の変更や保険金支払事由が発生した場合には、速やかに債務保証を行っている信用保証協会までご連絡ください。その他詳細については「団体信用生命保険による債務弁済委託約款」をご参照ください。

3. 加入資格

- ・加入対象者は、下記(1)(2)いずれかに該当する加入申込日(告知日)現在**満20歳以上満66歳未満**の方です。
 - (1)個人事業主
 - (2)中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者(※)」に該当する法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人(複数いる場合は、そのうちの1名に限ります。)
- ・信用保証協会から債務保証を伴って融資(金額100万円以上、期間1年以上の賦払償還債務)を受けていることが必要です。
- ・なお、上記の加入対象者が団信加入者となるためには、生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることについて承諾を得る必要があります。(健康状態等によっては、加入できない場合があります)
※中小企業者に該当する法人とは、資本金(資本の額または出資の総額)または常時使用する従業員のいずれか一方が、下表に該当する法人を指します。

業種	資本金	従業員
①製造業等(②～④の業種を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(注) 中小企業基本法は、「事業を営む会社及び個人」を対象としているため、医療法人、学校法人、宗教法人等は該当しません。「中小企業者」の定義についてご不明な点がある場合は、信用保証協会までお問合せください。

4. ご加入の手続き

1. 申込書類の提出

- ・被保険者となられる方ご自身で、金融機関・信用保証協会に備付の「団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書」「保証協会団信」申込書兼告知書」に必要事項をご記入のうえ、信用保証を申し込む際にご提出いただけます。
- ・今回お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円超の場合は、所定の「健康診断結果証明書」をご提出いただくことが必要です。

2. 加入可否(初年分特約料口座振替)の連絡

- ・今回お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円以下、かつ告知事項において全て「いいえ」に該当する方については、原則として加入いただくことができます。この場合、原則融資実行日の属する月の翌月中旬に被保険者に初年分特約料の口座振替のご案内が届き、同月28日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替られます。ただし、申込書類の不備解決に時間を要した場合等は、口座振替が遅れる場合があります。
- ・今回お申込みをされる保険金額(借入金額)が5,000万円超、または告知事項において1つでも「はい」に該当する方については、生命保険会社にて審査を行います。審査の結果加入が承諾された場合は、上記と同様に初年分特約料の口座振替が行われ、ご加入いただけない場合は、生命保険会社より直接加入申込者にその旨通知いたします。



「保証協会団信」申込書兼告知書の告知内容が事実と相違していた場合、または事実を告知されなかった場合、保険金が支払われず債務が弁済されないことがあります。必ず被保険者となられる方ご本人がありのままを記入してください。

5. 保障の期間

■保障の開始日 金融機関の融資実行日(借り換え融資の場合は借り換え融資実行日)

■保障の終了日 次のいずれか先に到来する日

1. 死亡されたとき
2. 高度障害保険金のお支払事由に該当され保険金が支払われたとき
3. 金融機関に対する債務を完済されたとき
4. 金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約に基づく償還期限の日の属する月の末日
5. 被保険者から脱退の申出のあった日の属する弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
6. 被保険者が満70歳となった日の属する弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
7. 告知義務違反等により加入資格を喪失したとき
8. 法人が債務者の場合には、被保険者である連帯保証人が代表権を失ったか、または連帯保証人でなくなったとき
9. 特約料が2カ月連続して口座振替不能となった場合、弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
10. 信用保証協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間(特約料を支払った期間)の末日
11. 免責の債務引受等により債務者でなくなったとき

6. 保障の内容

被保険者が、保障期間中に次のいずれかに該当された場合に、保険契約者(社団法人全国信用保証協会連合会)に保険金が支払われ、当該保険金により、被保険者が金融機関に対して負う債務(信用保証協会の保証割合に関係しません)が弁済されます。

■死亡されたとき

■保障開始日以後の傷害または疾病により、次のいずれかの高度障害状態に該当されたとき

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

7. 保険金が支払われない場合

■被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができず、債務は弁済されません。

- ・保障開始日から1年以内の自殺によるとき
- ・契約者または保険金受取人の故意によるとき
- ・保障開始日前の傷害または疾病により所定の高度障害状態にいられたとき
- ・保険期間終了後にお支払事由に該当されたとき
- ・重大事由により保険契約が解除されたとき
- ・その他の場合(保険契約の失効等)
- ・被保険者の故意により所定の高度障害状態にいられたとき
- ・戦争その他の変乱によるとき
- ・「告知義務違反」により保険契約が解除されたとき
- ・詐欺による取消・不法取得目的による無効とされたとき
- ・加入資格を満たさない場合

8. 特にご留意いただきたい点

- 保証協会団信は新規に融資を受ける際にご加入いただけます。(融資実行後の中途加入はできません)
- ご加入いただける保険金額は**1億円が限度**となります。
(1億円の限度は被保険者ごとに通算されます。複数の金融機関または複数の保証協会を利用される場合も同様に通算されますのでご注意ください。)
- 同一の金銭消費貸借契約にかかる債務について、保証協会団信と他の団体信用生命保険契約への重複した加入はできませんのでご注意ください。
- 借り換え融資の場合は、借り換え前に加入されていた団体信用生命保険からの継続的な保障はありませんのでご注意ください。借り換え後の債務について当保証協会団信へのご加入を希望される場合は、改めて加入手続きが必要となります。
- 加入者が法人の場合、被保険者となっている連帯保証人が債務者である法人の代表権を失ったか、連帯保証人でなくなったときは、その時点で保障は終了いたしますので、速やかに債務保証を行っている信用保証協会までご連絡ください。(代表者変更の場合には、新しい代表者が加入資格を満たしていれば加入申込みが可能です)
- 保証協会団信に加入した後、債務返済期間の途中で任意に脱退することは可能ですが、特約料(年払)払込済期間については、その期間に該当する特約料の返還は行われません(特約料払込済期間については保障が継続されます)。また、同様にお客様の都合で保証付融資を繰上り完了した場合にも、特約料の返還は行われませんので、ご注意ください。
- 本制度の内容については、ご家族や他の保証人の方に対し、あらかじめお伝え願います。
- 保険金のお支払事由が生じた場合には、債務保証を行っている信用保証協会へすみやかにご連絡ください。
- 特約料・債務弁済金に関する税務当局の見解は下記の通りです。(平成22年3月現在の税制に基づくもので、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。なお、詳細につきましては所轄の税務署等にご確認ください。)

	特約料	保険金による債務弁済金
個人事業主の場合	必要経費とは認められません	所得税は課税されません
中小企業者の場合	損金に算入できます	益金となり課税の対象となります

9. 個人情報の取扱いについて

1. 社団法人全国信用保証協会連合会及び信用保証協会、特約料振替口座指定先兼借入申込金融機関における利用目的について

「保証協会団信」申込書兼告知書、「保証協会団信」債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書等(1枚目から3枚目)に記載の個人情報並びにその他本団体信用生命保険(以下、「本保険」といいます。)及び本保険を裏付けとする債務弁済委託契約(以下、「本契約」といいます。)に必要な個人情報、「保証協会団信」の適正な運営に必要な業務のため、社団法人全国信用保証協会連合会(以下、「連合会」といいます。)及び信用保証協会(以下、「協会」といいます。)が取得し、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、特約料振替口座指定先兼借入申込金融機関(以下、「金融機関」といいます。)宛の「保証協会団信」債務弁済委託契約に基づく特約料口座振替依頼書(4枚目)に記載の個人情報については、金融機関が取得し本契約に係る特約料の口座振替事務の履行に必要な範囲で利用いたします。

利用目的	個人情報
①本保険への加入、被保険者の維持管理、保険金請求等本保険に係る事務手続き、その他本保険に関連・付随する業務の履行 ②適切な業務の遂行に必要な範囲での引受生命保険会社(連合会が保険契約を締結する引受生命保険会社。以下同じ。)への提供	ア 氏名・生年月日・住所・告知事項(必要に応じご提出頂く「健康診断結果証明書」や「診断書」等に記載の健康状態に関する情報を含む。)等被保険者本人に関する情報 イ 債務者名・借入予定額等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報 ウ その他加入・脱退、死亡もしくは高度障害による保険金請求等本保険に係る手続き、維持管理等に必要な情報
①特約料の請求、口座振替等本契約に係る事務手続き、その他本契約に関連・付随する業務の履行 ②適切な事務の遂行に必要な範囲での金融機関への提供	ア 氏名・生年月日・住所等債務弁済委託者本人に関する情報 イ 指定口座・口座名義人等本契約に係る特約料の振替口座に関する情報 ウ その他本契約に係る事務手続きに必要な情報

2. 協会から連合会への第三者提供について

協会は、お客様の個人情報(借入残高・貸付実行日・最終返済日等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報及び氏名・生年月日等お客様本人に関する情報)を、①本契約に係る特約料の計算、債務弁済委託者の維持管理及びその他本契約に関連・付随する業務の履行、②本保険に係る保険料の計算、被保険者の維持管理及びその他本保険に関連・付随する業務の履行、並びに③適切な事務の履行に必要な範囲での引受生命保険会社及び金融機関への提供のために必要な範囲で、本契約の受託者であり、かつ本保険の保険契約者である連合会に対して提供いたします。

3. 連合会・協会から、引受生命保険会社・金融機関への第三者提供について

連合会及び協会は、以下に掲げるお客様の個人情報を、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲で、引受生命保険会社及び金融機関に対して提供いたします。

	提供先	利用目的	個人情報
I	引受生命保険会社	①本保険への加入資格の確認・審査、 ②被保険者の維持管理、③各種保険契約の引受・継続・維持管理、④保険料の計算、⑤保険金の支払い、⑥その他保険契約に関連・付随する業務の履行	ア 氏名・生年月日・住所・告知事項(必要に応じご提出頂く「健康診断結果証明書」や「診断書」等に記載の健康状態に関する情報を含む。)等被保険者本人に関する情報 イ 債務者名・借入残高・貸付実行日・最終返済日等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報 ウ その他加入・脱退、死亡もしくは高度障害による保険金請求等本保険に係る手続き、維持管理等に必要な情報
II	金融機関	①債務弁済金による充当 ②保証協会団信に関連・付随する事務の履行	ア 氏名・生年月日・住所等債務弁済委託者本人に関する情報 イ 債務者名・借入残高・貸付実行日・最終返済日等本保険による債務弁済の対象となる債務に関する情報 ウ 指定口座・口座名義人等本契約に係る特約料の振替口座に関する情報 エ 加入申込についての諾否、債務弁済金支払可否結果 オ その他保証協会団信に係る事務手続きに必要な情報

なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報については保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

4. 引受生命保険会社・金融機関から、連合会・協会への第三者提供について

連合会及び協会は、お客様の本保険への加入申込諾否結果等本保険の事務手続きに必要な情報を、被保険者の維持管理、加入状況の確認のために必要な範囲で、また上記3. Iに掲げる個人情報を上記3. Iに掲げる利用目的の達成に必要な範囲で引受生命保険会社から提供を受ける場合があります。

連合会及び協会は、保険事故の発生等保証協会団信に係る事務手続きに必要な情報を、保険金請求等保証協会団信に係る事務手続きのために必要な範囲で、また上記3. IIに掲げる個人情報を上記3. IIに掲げる利用目的の達成に必要な範囲で金融機関から提供を受ける場合があります。

(注1) なお、引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。また、引受生命保険会社は、上記3. Iに掲げる個人情報を、上記3. Iに掲げる利用目的(③、⑤及び⑥)の達成に必要な範囲で他の生命保険会社に提供する場合があります。

(注2) また、協会・連合会・引受生命保険会社・金融機関での事務手続きに当たって相互に必要な個人情報を確認することがありますが、各々の事務処理に必要な範囲にのみ個人情報を取り扱います。

(注3) 引受生命保険会社は、告知の有無にかかわらず、引受生命保険会社にて保有するお客様の個人情報を利用し、お客様の本保険への加入・被保険者の維持管理、保険金の支払いの可否を判断することがあります。

(注4) 引受生命保険会社はご加入をお断りする場合においても、その理由にかかわらずお客様からいただいた個人情報を上記目的の範囲で利用いたします。なお、ご提出いただいた告知書・健康診断結果証明書・診断書等の書類につきましては、ご加入の承諾・不承諾にかかわらず、ご返却いたしませんのでご確認ください。

10. 団体信用生命保険契約の引受生命保険会社について

引受生命保険会社のうち、事務幹事会社が他の引受生命保険会社の委任を受けて事務を行います。引受生命保険会社は引受割合に応じて、保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。

また、将来に向かって、引受生命保険会社および引受割合の変更もあり得ます。

(引受生命保険会社)

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)、第一生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社

11. 生命保険契約者保護機構について

引受生命保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額が削減されることがあります。万一、保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも保険金額が削減されることがあります。

保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

この制度は、引受生命保険会社の団体信用生命保険普通保険約款ならびに、社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社と締結した団体信用生命保険契約協定書に基づいて運営します。

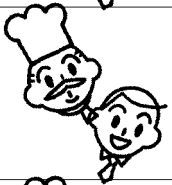
Q&A

ご質問にお答えいたします



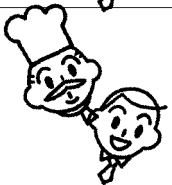
Q 保証協会団信に加入しないと、信用保証を受けることはできないのですか？

A いいえ。保証協会団信への加入はあくまでお客様のご希望によるものであり、信用保証の決定とは全く関係ありません。



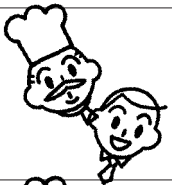
Q 借り換え融資を検討していますが、借り換え前に加入していた団信は借り換え後もそのまま継続されますか？

A いいえ。借り換え後の融資について加入を希望される場合は、改めて団信に加入申込みいただくことになります。



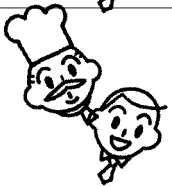
Q 現在傷病がありますが、保証協会団信に加入できますか？

A 傷病歴等がある場合でも、全てのご加入をお断りするものではありません。現在の健康状態によっては、ご加入いただける場合がありますので、「『保証協会団信』加入申込書兼告知書」の告知事項欄に事実をありのまま正確に告知ください。なお、告知の内容が事実と相違していた場合、または事実を告知されなかった場合は保険金が支払われない場合がありますので、被保険者となられる方で本人が正確にもれなくご記入ください。



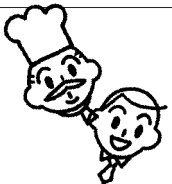
Q 法人の代表者が変更になった場合はどうすればよいですか？

A 新しい代表者が加入資格を満たしていれば加入申込みが可能です。その場合は新しい代表者について「『保証協会団信』申込書兼告知書」および「団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書」を速やかにご提出ください。



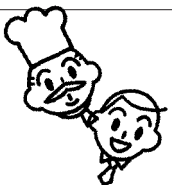
Q 保険料と特約料と、言葉遣いが紛らわしいのですが違うものなのですか？

A 保険料は団体信用生命保険の契約者である社団法人全国信用保証協会連合会が生命保険会社に支払うものを指し、特約料は個々のご加入者が社団法人全国信用保証協会連合会に対して、社団法人全国信用保証協会連合会が万一の場合(死亡もしくは所定の高度障害)にご加入者に代わって債務弁済を行うことの対価として支払うものを指します。



Q 保証協会団信から脱退したいのですが、手続きはどうすればよいのですか。その場合、既に支払った特約料は返戻されるのですか。

A 任意脱退届をご記入のうえ、金融機関の窓口にご提出いただく必要があります。また、既にご負担いただいた特約料は返戻いたしません。特約料の弁済責任期間(お支払いいただいた特約料により保障が継続される期間)までは保障が継続されます。



Q 融資金額が1,000万円の場合、特約料はいくら位になりますか。また、特約料のご案内(通知)はいつ頃届くのですか。

A 特約料は融資期間によって異なりますが、このパンフレットに差し込んであるビラ(「ご加入のおすすめ!!」)に、元金均等返済で据置期間なしの場合の目安表が記載されているのでそちらを参考にしてください。(融資金額が1,000万円であれば、目安表の金額を全て10倍した金額になります。)

また、特約料のご案内(通知)は、初年度については原則融資実行月の翌月中旬、次年度以降は融資実行月の中旬に、申込時に「『保証協会団信』申込書兼告知書」にご記入いただいた債務者住所へ郵送されます。

なお、特約料は今後変更される場合があります。